

## 高取町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 高取町は、奈良県地方創生総合戦略及び高取町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、高取町内への移住、定住の促進及び中小企業の人手不足解消のため、奈良県と共同して行う移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から高取町に移住した者が、マッチング支援対象の求人により定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内で高取町移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付する。

移住支援金の交付は、奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領及びこの要綱に定めるところによる。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯申請の場合は100万円、単身申請の場合は60万円とする。

(対象者要件)

第3条 次の(1)の要件を満たし、かつ(2)又は(3)の要件に該当し、世帯申請の場合は(4)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次のいずれかに該当すること。

- ① 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。
- ② 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、かつ住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していたこと。（連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから住民票を移すまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は除く。）

イ 移住先に関する要件

次の全てに該当すること。

- ① 令和2年4月1日以降に転入したこと。
- ② 移住支援金の申請時、転入後3か月以上1年以内であること。
- ③ 移住支援金の申請日から、5年以上継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本国籍又は永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ 移住元の市区町村で、市区町村税を滞納していないこと。
- ④ 奈良県又は高取町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次の全てに該当すること。

- ア 勤務地が奈良県内に所在すること。
- イ マッチングサイトに掲載している求人による就業であること。
- ウ 申請者の3親等以内の親族が、代表者、取締役などの経営を担う法人への就業でないこと。
- エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時に連続して3か月以上在職していること。
- オ イの求人への応募日が、移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載された日以降であること。
- カ 移住支援金の申請日から、5年以上継続して当該法人に勤務する意思を有していること。
- キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 起業に関する要件

1年以内に起業支援金の交付決定を受けていること。

(4) 世帯に関する要件（世帯申請の場合。）

次の全てに該当すること。

- ア 申請者及び世帯員が移住元で同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者及び世帯員が申請時に同一世帯に属していること。
- ウ 申請者及び世帯員が令和2年4月1日以降に転入したこと。
- エ 申請者及び世帯員が申請時転入後3か月以上1年以内であること。
- オ 申請者及び世帯員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- カ 申請者及び世帯員が移住元の市区町村で市区町村税を滞納していないこと。

(交付申請)

第4条 申請者は、移住支援金の交付を受けようとするときは、高取町移住支援金交付申請書（様式第1号）、高取町移住支援金就業証明書（様式第2号）及び本人確認書類に加え、前条（1）の要件を満たし、かつ（2）又は（3）の要件に該当し、世帯申請の場合は（4）の要件を満たすことを証する書類を提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 前条の規定の基づく申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、高取町移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により、交付することが不適当と認めるとき、又は予算上の理由等により当該年度に支援金の交付ができないときは、高取町移住支援金不交付決定通知書（様式第4

号)により速やかに通知するものとする。

(請求及び交付)

第6条 交付決定を受けた申請者は、高取町移住支援金交付請求書(様式第5号)により移住支援金を請求するものとする。

2 前項の規定による請求を受けたときは、速やかに移住支援金を交付するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、高取町移住支援金交付決定通知書再交付願(様式第6号)を提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8条 前条の規定に基づく再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに高取町移住支援金交付決定通知書〔再交付〕(様式第7号)を交付するものとする。

(報告及び立入り調査)

第9条 奈良県及び高取町は、必要があると認めるときは、奈良県移住支援事業に関する報告を求めるとともに立入り調査を行うことができる。

(返還請求)

第10条 移住支援金の交付を受けた者が次の要件に該当するときは、高取町移住支援金返還請求書(様式第8号)により、移住支援金の全額又は半額を返還請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると高取町が認めたときはこの限りではない。

(1) 全額返還

ア 虚偽の申請をしたとき。

イ 移住支援金の申請日から3年未満に転出したとき。

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき。

エ 起業支援金の交付決定を取り消されたとき。

(2) 半額返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に転出したとき。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか移住支援金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

高取町長 様

高取町移住支援金交付申請書

高取町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		起業		

3 確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」の内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「奈良県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」の内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して高取町に居住し、かつ就業、起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
移住元の市区町村税支払状況について		A. 滞納していない		B. 滞納している

※確認事項のB欄に○を付けた場合は移住支援金の支給対象になりません。

4 移住元の住所

住所	〒
----	---

5 東京23区への勤務履歴（東京23区への通勤者に該当する場合のみ記載。）  
※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区への勤務後、移住前に東京23区外の勤務履歴があれば記入してください。ただし、当該履歴がある場合は、移住支援金の支給対象になりません。

管理コード（奈良県高取町使用欄）	
------------------	--

(様式第1号 別紙1)

### 高取町移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 申請した内容に虚偽はありません。
- 2 奈良県及び高取町から奈良県移住支援事業に関する報告及び立入り調査を求められた場合は、それに応じます。
- 3 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。なお、世帯員も同様です。
- 4 日本国籍又は永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有します。
- 5 以下の場合には高取町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
  - (1) 移住支援金の申請に当たり、虚偽の申請をしたことが判明したとき：全額
  - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に高取町から転出したとき：全額
  - (3) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき：全額
  - (4) 起業支援金の交付決定を取り消されたとき：全額
  - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に高取町から転出したとき：半額

(様式第1号 別紙2)

### 奈良県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

奈良県及び高取町は、奈良県移住支援事業の実施に際して得た個人情報を奈良県及び高取町が定める個人情報保護条例の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、奈良県及び高取町は他の都道府県で実施する移住支援事業の円滑化や国への実施状況報告等のため、当該個人情報を、国、他の都道府県や市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

令和 年 月 日

高取町長 様

所在地

事業者名

代表者名

印

電話番号

担当者

高取町移住支援金就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	
代表者など経営を担う者と勤務者との関係	3親等以内の親族に該当しない ・ する

奈良県移住支援事業に関する事務のため、勤務状況などの情報を奈良県及び高取町に提供することについては、勤務者の同意を得ています。



(様式第3号)

高 総 政 第 号  
令和 年 月 日

様

高取町長

高取町移住支援金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった移住支援金は、以下のとおり交付することに決定しましたので、高取町移住支援金交付要綱第5条の規定に基づき通知します。

移住支援金 円

(備考)

1 以下の場合には高取町移住支援金交付要綱の規定に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還請求します。

- ・申請に当たり、虚偽の申請をしたことが判明したとき：全額
- ・申請日から3年未満に高取町から転出したとき：全額
- ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき：全額
- ・移住支援金の交付決定を取り消されたとき：全額
- ・申請日から3年以上5年以内に高取町から転出したとき：半額

2 奈良県移住支援事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、高取町移住支援金交付要綱の規定に基づき、必要な事項の報告を求め、関係する場所に立入り調査を行います。これに応じないときは、虚偽の申請をしたものと推定し、備考1に定める返還請求を行うことがあります。

3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- ・この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失したときは金利引下げの適用を受けられないことがあります。
- ・移住支援金の返還を請求されたときは、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられないことがあります。
- ・フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込みが必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度の特別利率の適用について

- この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失したときは特別利率の適用を受けられないことがあります。
- 移住支援金の返還を請求されたときは、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられないことがあります。

管理コード	
-------	--



令和 年 月 日

高取町長 様

申請者 住 所  
氏 名 印

高取町移住支援金交付請求書

高取町移住支援金交付要綱第6条の規定に基づき、移住支援金の交付を下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 円
- 2 振込先

フリガナ	
口座名義人	
金融機関名	
支店名	
貯金種別	普通 ・ 当座
口座番号	

高取町長 様

申請者 住 所  
氏 名 印

高取町移住支援金交付決定通知書再交付願

高取町移住支援金交付要綱第7条の規定に基づき、高取町移住支援金交付決定通知書の再交付をお願いいたします。

記

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏 名			
住 所		電話番号	
メールアドレス			

2 再交付を希望する理由

--



(様式第7号)

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度の特別利率の適用について

- この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失したときは特別利率の適用を受けられないことがあります。
- 移住支援金の返還を請求されたときは、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられないことがあります。

管理コード	
-------	--

(様式第8号)

高 総 政 策 第 号  
令和 年 月 日

様

高取町長

高取町移住支援金返還請求書

高取町移住支援金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり返還を請求します。

記

1. 交付金額 円
2. 文書番号 令和 年 月 日付け高総政策 号
3. 返還金額
4. 返還理由
5. 返還期限 令和 年 月 日まで
6. 返還方法